

(仮称)小田原市子ども若者の未来を支える方針(素案)

小田原市

目 次

第1章 方針の策定にあたって

1	方針策定の趣旨	1
2	方針の位置づけ	2
3	方針の対象	3

第2章 策定の背景

1	人口の動向	4
2	子ども若者を取り巻く状況	5
3	子ども若者を取り巻く情報通信環境	7
4	地域社会を取り巻く状況	9

第3章 目標とする社会と基本方針

1	目標とする社会	10
2	基本方針	10
3	実施方針の体系	11

目 次

第 4 章 実施方針

基本方針Ⅰ 子ども若者の心の安定が守られ、安心して社会と関わり合える環境づくり・・・12

実施方針（1）子ども若者が安心して過ごせるための支援

実施方針（2）地域で子ども若者を支える担い手の育成

実施方針（3）子ども若者に関する相談・支援体制の充実

実施方針（4）子ども若者が多様な社会に適応できる環境づくり

基本方針Ⅱ 子ども若者の未来を切り拓く力を育むための支援・・・・・・・・・・・・・・13

実施方針（5）子ども若者が自分らしく生きるために目標を設定し、責任ある行動をしていくための支援

実施方針（6）子ども若者の豊かな人間性と社会性を育む活動の推進

実施方針（7）子ども若者の社会的・経済的な自立に向けての支援

基本方針Ⅲ 子ども若者が社会の多様性と出会うきっかけづくり・・・・・・・・・・・・・・14

実施方針（8）子ども若者と多様な人々との交流促進

実施方針（9）自己表現できる場の創出

第1章 方針の策定にあたって

1 方針策定の趣旨

日本国憲法及び児童の権利に関する条約にのっとり、子ども若者育成支援施策を推進することを目的として、「子ども・若者育成支援推進法」が平成22年4月に施行されました。国においては、平成22年度及び平成27年度の2次にわたり、子ども・若者育成支援推進法に基づき、「子ども・若者育成支援推進大綱」を策定し、施策を総合的に推進してきました。

第2次大綱の実施期間中には、新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの子ども若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化し、さらにはSNSに起因する犯罪被害や誹謗中傷の弊害等、子ども若者を取り巻く問題は多様化、複雑化してきています。

このような中、国においては、「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」を設置し、新たな大綱の在り方等について議論され、令和3年4月に、第3次となる大綱が策定されました。全ての子ども若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども若者の健全育成に取り組んでいくこととしています。

神奈川県においては、令和5年4月に「かながわ青少年育成・支援指針」を「かながわ子ども・若者支援指針」に改定し、誰一人取り残すことなく、すべての子ども若者が生命の安全を確保し、主体的に生きることを実現できるよう、県民全体の協力と責任の下で支援していくこととしています。

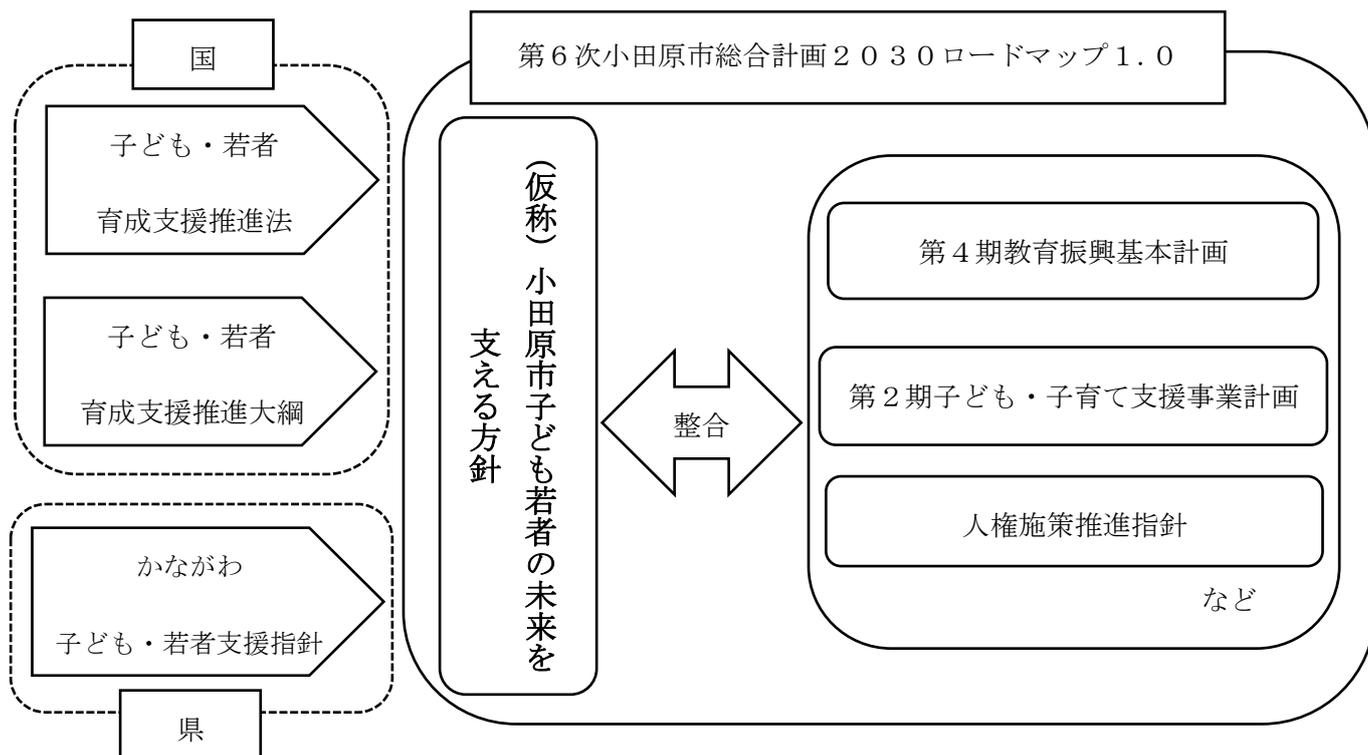
本市においては、令和3年10月に、小田原市青少年問題協議会（現：小田原市青少年未来会議）より答申され、市民と行政が共に活動していくための道しるべとなる方針を策定することが望ましいとの提言を受けました。令和4年度よりスタートした、本市の上位計画「第6次小田原市総合計画2030ロードマップ1.0」のまちづくりの目標では、「子どもが夢や希望を持って成長できるまち」を掲げており、全ての子ども若者が、多くの選択肢の中から自分らしく生きることができるよう支えていくため「（仮称）小田原市子ども若者の未来を支える方針」（以下「本方針」という）を策定しました。

※ 方針全体としては「子ども若者」の用語を使い、各種法令等については、「子ども・若者」と正式名称で表記。

2 方針の位置づけ

本方針は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく本市の「子ども・若者計画」として位置づけます。

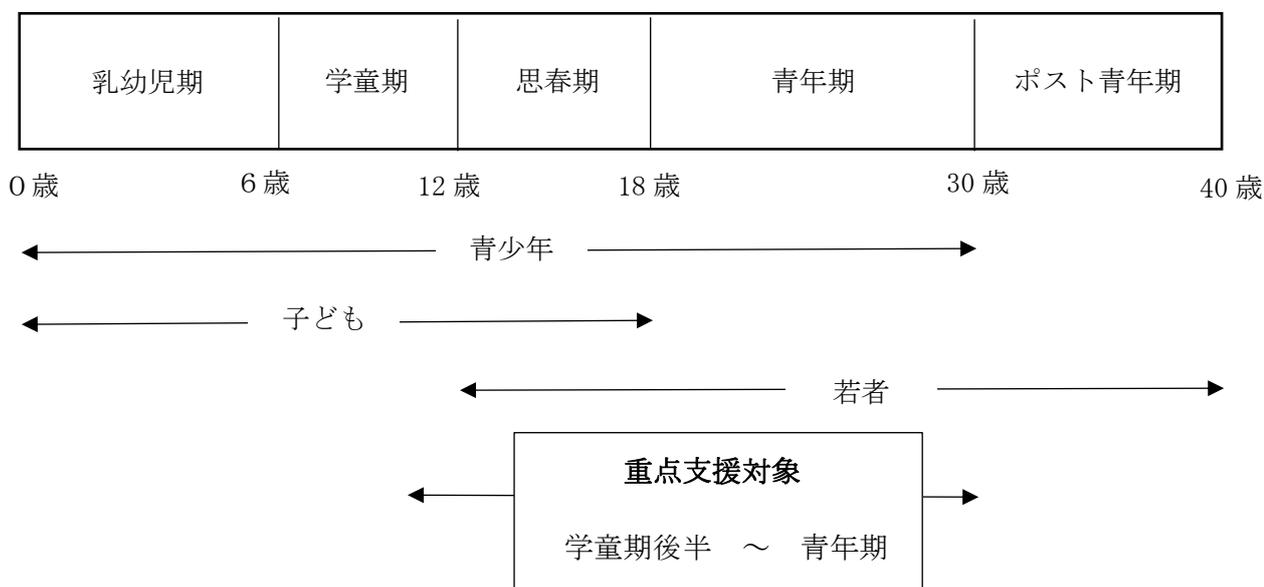
また、本市の上位計画である総合計画「2030ロードマップ1.0」や「教育振興基本計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画と整合性を図りながら、子ども若者支援に関する基本となる方針として、目標とする社会、基本方針、実施方針について体系的に定めています。



3 方針の対象

「子ども・若者育成支援推進法」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、及び「かながわ子ども・若者支援指針」においては、乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）を青少年と広く捉えており、ひきこもり等の支援などによっては、40歳未満のポスト青年期も含まれています。

本方針では、ひきこもり等の支援については、県に準じた対象年齢としつつも、重点的に支援する年齢については、小学校高学年（学童期後半）から青年期までを対象としています。小学校高学年（学童期後半）からは、不登校者数が増加してくる年齢であり、思春期は成人となる18歳に向けて主体的に社会に参画できるように支援が必要な時期となります。また、青年期については子どもから大人へと移り変わっていく過渡期で、社会的・経済的な自立に向けて重要な時期であると考えています。



<本方針における用語の使い方について>

青少年の捉え方は、各種法令や条例、学術的見解によって様々であり、年齢によって明確に区分することはできませんが、方針全体としては「子ども若者」の用語を使い、年齢に応じて次の区分を用いています。

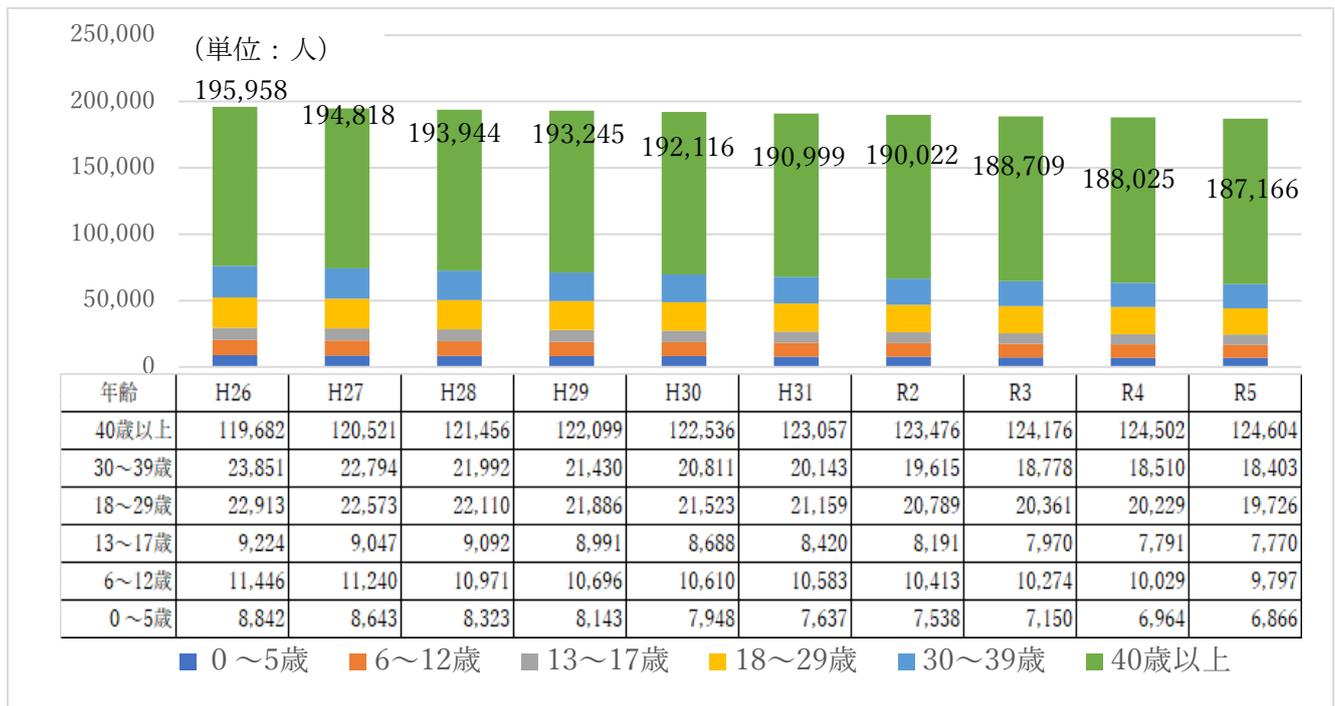
- ・「青少年」：0歳から30歳未満
- ・「子ども」：乳幼児期、学童期及び思春期の者
- ・「若者」：思春期、青年期、ポスト青年期の者
- ・「児童」：小学生

第2章 策定の背景

1 人口の動向

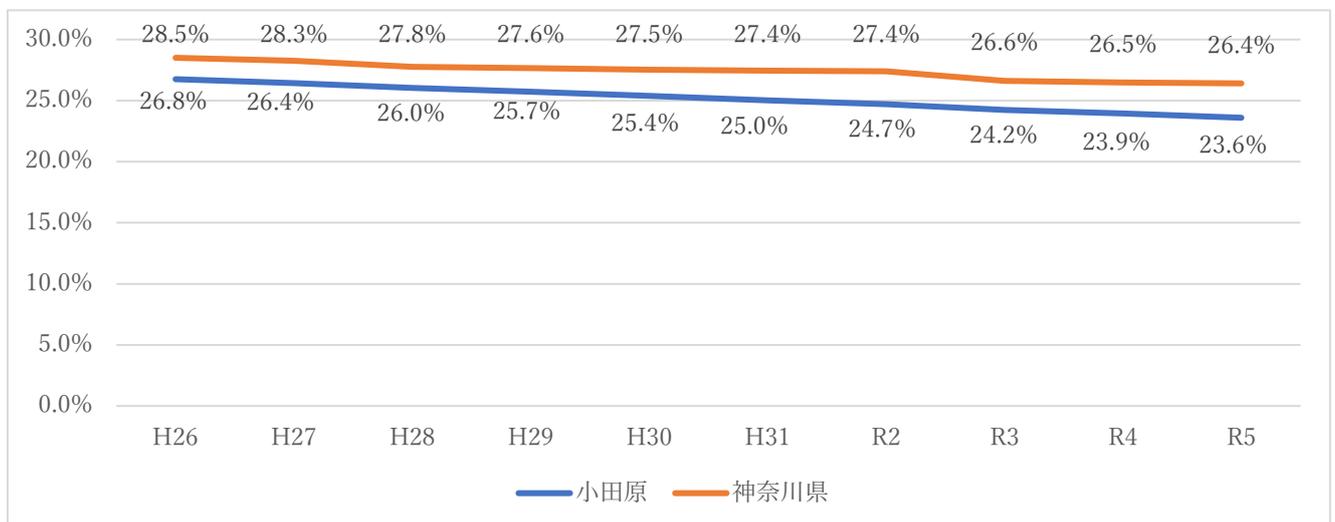
神奈川県年齢別人口統計調査によると、本市の令和5年の子ども若者（0～39歳）の人口は、約63,000人となっており、総人口の約33.4%で、年々減少しています。また、本市の総人口に占める青少年（0～29歳）人口の割合は、年々減少しており、令和5年には、23.6%となっています。県と比較すると、2～3%前後低い数値で推移しています。

【子ども若者の人口推移】



出典：神奈川県年齢別人口統計調査、国勢調査

【総人口に占める青少年（0～29歳）人口の割合の推移】



出典：神奈川県年齢別人口統計調査

2 子ども若者を取り巻く状況

「小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について」の調査結果によると、いじめの認知件数は、国・県共、小学校、中学校共に増加傾向にあります。本市においては、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進み、アンケート調査や個別面談によって実態の把握に努め、認知するようになったことにより、認知件数が増加していると考えられます。

不登校者数の主たる要因としては、小中学校とも「無気力、不安」によるものが多くなっています。小学校の出現率は、国と県に比べて多い状況が続いており、中学校については、国と県と同様に増加傾向にあります。

また、子ども若者相談取扱件数についても、年々増加傾向にあります。令和3年度に大幅に増加した理由としては、令和2年度におだわら子ども若者教育支援センターを設置したことで、子どもや若者に関する相談を集約し、切れ目のない相談支援体制が構築され、関係機関からの情報提供を積極的に相談に繋げたためだと考えられます。

【いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数】

		平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度	
		認知 件数	1,000人 あたり								
全国	小学校	317,121	49.1	425,844	66.0	484,545	75.8	420,897	66.5	500,562	79.9
	中学校	80,424	24.0	97,704	29.8	106,524	32.8	80,877	24.9	97,937	30.0
神奈川県	小学校	15,680	29.9	20,155	38.1	22,782	43.1	19,287	35.6	25,770	47.7
	中学校	3,906		4,659		5,114		3,619		4,820	
小田原市	小学校	115	12.5	479	52.7	595	66.0	555	62.9	924	106.5
	中学校	94	20.2	194	43.3	394	91.1	244	56.8	196	45.6

出典：「小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について」

【長期欠席の状況・不登校者数とその出現率】

		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)								
全国	小学校	34,732	0.50	44,471	0.70	52,905	0.80	63,350	1.00	81,498	1.30
	中学校	104,295	3.40	114,379	3.80	122,519	4.10	132,777	4.09	163,442	5.00
神奈川県	小学校	3,222	0.71	3,739	0.83	4,578	1.02	5,126	1.15	6,267	1.42
	中学校	8,488	4.14	8,855	4.40	9,570	4.80	9,141	4.56	10,389	5.13
小田原市	小学校	84	0.92	94	1.03	114	1.27	112	1.27	138	1.59
	中学校	153	3.29	224	5.00	203	4.69	219	5.09	228	5.22

※出現率：不登校児童（生徒）÷全児童（生徒）×100

出典：「小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について」

【子ども若者相談取扱件数】

相談内容		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
児童相談	養護相談	児童虐待	95	116	100	129	161
		その他	24	44	56	87	170
	障害相談	101	89	78	57	72	
	非行相談	1	0	0	0	1	
	育成相談	14	17	11	11	22	
	保健相談	4	1	1	2	0	
	その他の相談	13	12	17	13	29	
	小計	252	279	263	299	455	
若者(青少年)相談		67	54	70	62	76	
合計		319	333	333	361	531	

<子ども若者相談の沿革>

出典：子ども若者支援課資料

- ・平成 31 年度までは、児童相談を子育て政策課、青少年相談（児童の相談含む）を青少年相談センターで実施。
- ・令和 2 年度に「おだわら子ども若者教育支援センター」を開設、児童相談と青少年相談を統合した子ども若者支援課を設置。中学生以下の相談は全て児童相談で計上することとした。
- ・令和 4 年度から児童相談と青少年相談を統合し、子ども若者相談とした。

※養護相談：父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する子ども、養子縁組に関する相談

※障害相談：肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、重症心身障害相談、知的障害相談、自閉症等相談

※非行相談：虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為等や、触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談等

※育成相談：性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談

※保健相談：未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談

※その他の相談：上記以外のいずれにも該当しない相談

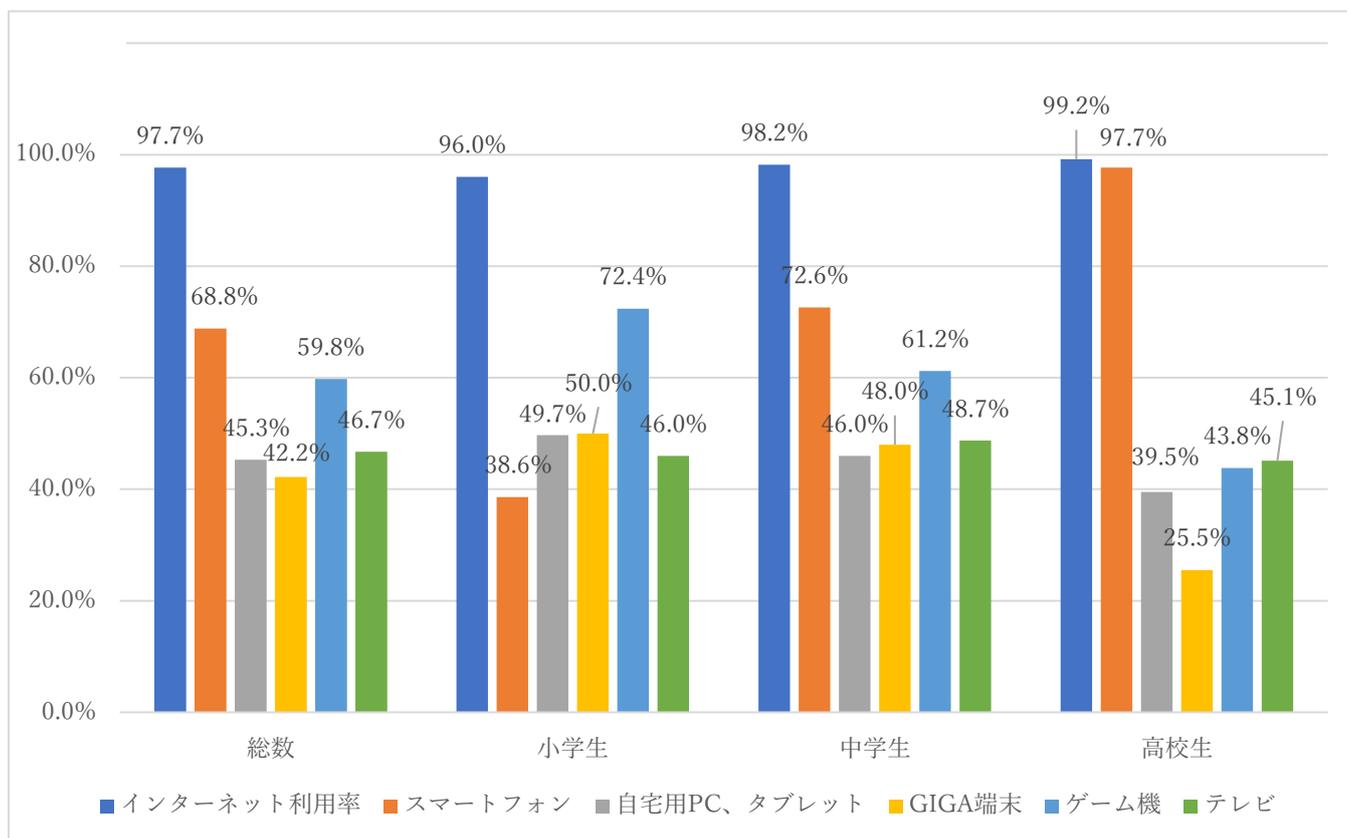
3 子ども若者を取り巻く情報通信環境

内閣府「令和3年度青少年のインターネット利用環境調査」によると、令和3年度の子どものインターネット利用率は97.7%で、ほぼ全ての子どもたちがインターネットを利用しています。スマートフォンを通しての利用が68.8%と一番多く、中学生の利用は72.6%、高校生については97.7%となっています。

警察本部少年育成課資料「SNS等に起因する事犯の被害児童の推移」からも、利用率の上昇に伴い、SNSの利用者も増加していることから、SNSに起因する事犯に巻き込まれる児童も増えています。

令和3年度のSNSに起因する被害児童は193人で、フィルタリングの有無が判明した被害児童135人のうち、120人がフィルタリングを利用していませんでした。

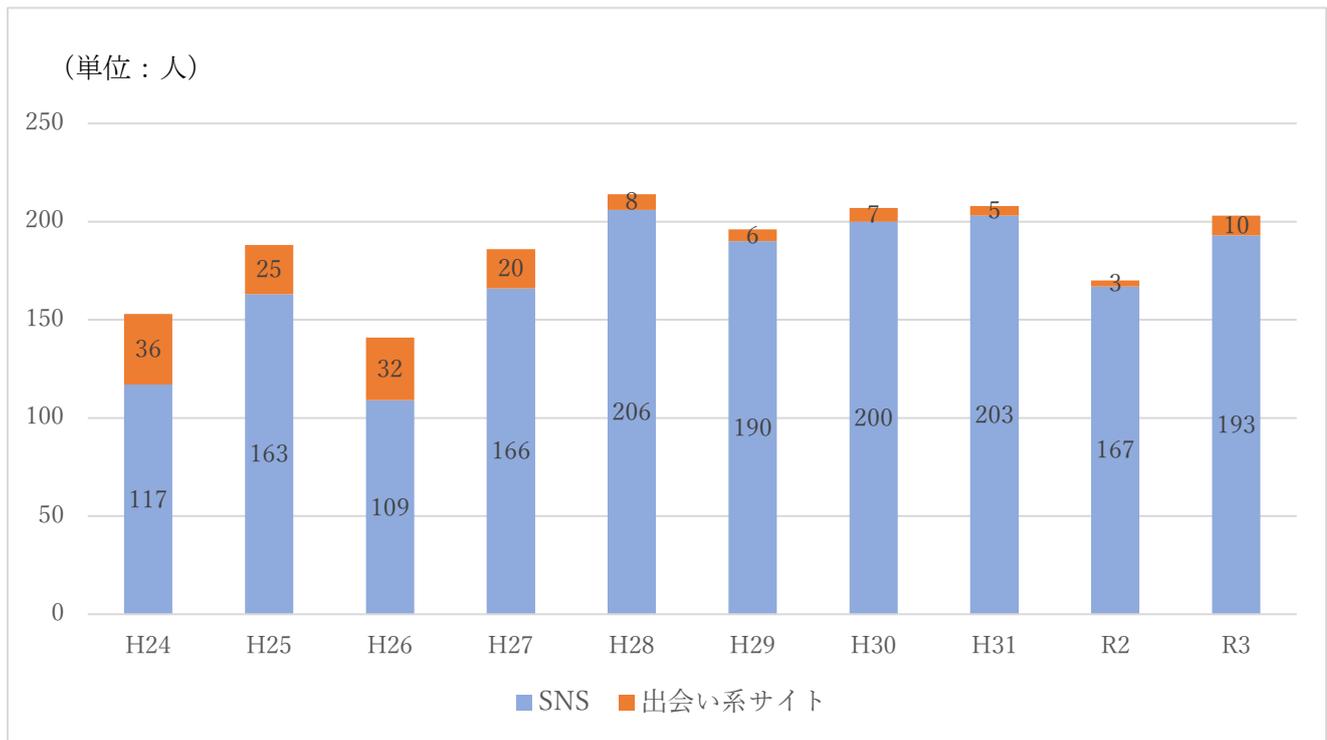
【子どものインターネット利用率（全国）】



出典：令和3年度青少年のインターネット利用環境調査（内閣府）

注）調査対象は満10歳から満17歳まで

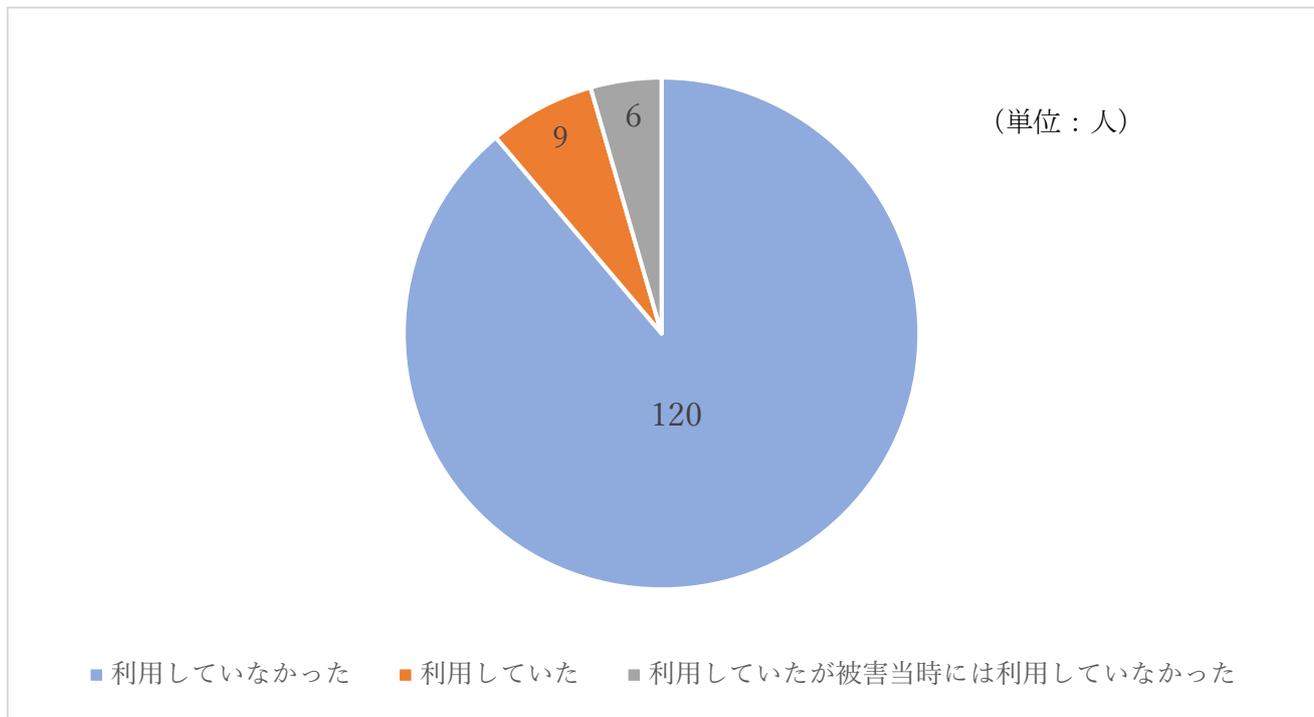
【SNS等に起因する事犯の被害児童の推移（神奈川県）】



出典：警察本部少年育成課資料

【令和3年中におけるSNSに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの利用状況】

(フィルタリングの有無が判明した被害児童 135 人・神奈川県)



出典：警察本部少年育成課資料

4 地域社会を取り巻く状況

本市の子ども会の会員数は、年々減少しており、神奈川県についても同様に、減少傾向にあります。平成31年度以降、その減少幅は大きくなっているため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も原因の一つと考えられます。

また、「子どもの健全育成を図る活動」を主に行う市民活動団体数は、平成30年度からは、40団体前後とほぼ横ばいとなっています。

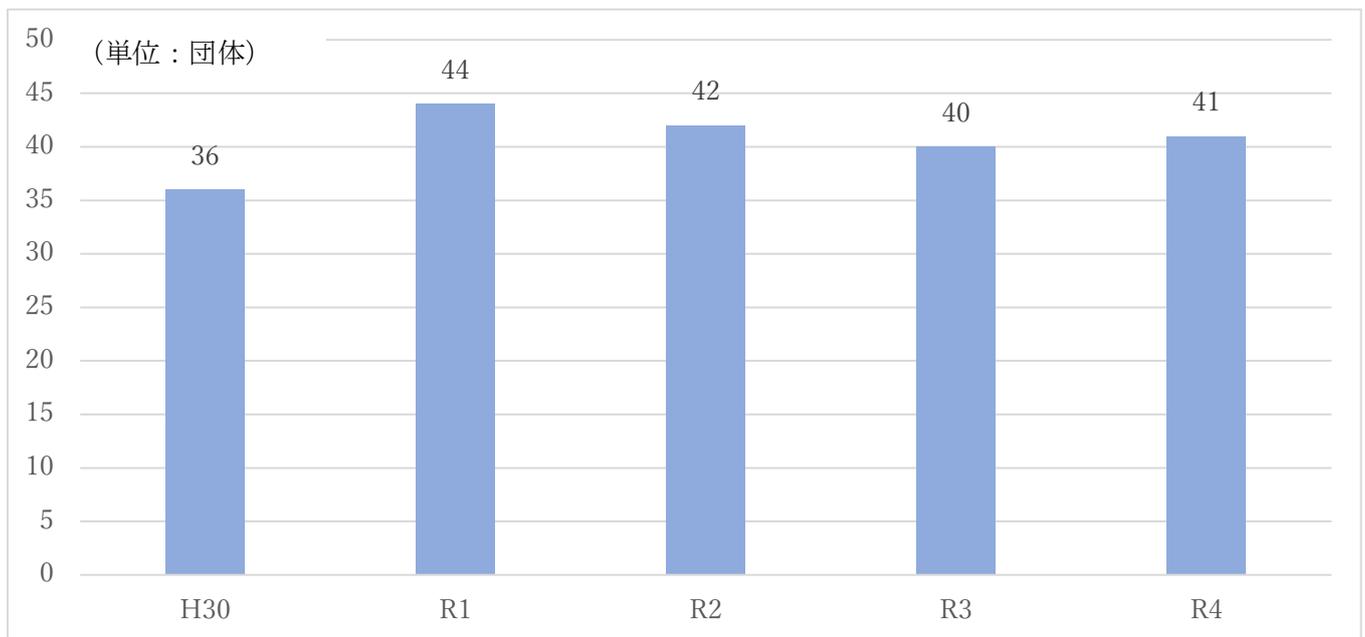
【子ども会の会員数の推移】

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
神奈川県	129,474	113,593	110,213	99,115	94,085	80,900	72,036	—	—
小田原市	3,896	3,610	3,437	3,086	2,617	2,090	1,622	1,145	917

出典：神奈川県青少年白書及び本市青少年課資料

【「子どもの健全育成を図る活動」を主に行う市民活動団体数の推移】

※おだわら市民交流センターにおける各年度末時点での登録団体数



出典：地域政策課資料

第3章 目標とする社会と基本方針

1 目標とする社会

～子ども若者が自分らしさを表現できるまち小田原～

令和4年度に改定された「かながわ子ども・若者支援指針」において、人々の意識や生き方、働き方等が多様化しているため、子ども若者を一つの価値観で、導き育成することは難しくなっている状況を踏まえ、自らをはぐくむことへの支援に重点を置くこととしています。

第2章策定の背景で示したとおり、本市においては、総人口に占める子ども若者の割合が減少をしている中で、子ども若者を取り巻く状況も厳しさを増しています。子ども若者は勿論、誰もが生涯にわたって幸せと安心感を得られ、小田原に住み続けられる魅力あるまちを推進していく必要があります。

そこで、次代を担う子ども若者と大人が、社会を構成する仲間として、互いに協力し支え合うパートナーとなり、それぞれの多様な生き方を尊重し、自分らしく生き、自己を表現できる社会を目指していきます。子ども若者が自分らしさを表現できるようになることで、「第6次小田原市総合計画2030ロードマップ1.0」のまちづくりの目標である「子どもが夢や希望を持って成長できるまち」の実現に繋がっていきます。

2 基本方針

基本方針Ⅰ 子ども若者の心の安定が守られ、安心して社会と関わり合える環境づくり

子ども若者の心の安定が守られることで、心身ともに健康な状態を維持することができ、自分らしく生きていくことに繋がります。子ども若者が安心・安全に楽しく過ごせるための支援や、子ども若者を支える担い手を育成し、すべての子ども若者への相談・支援体制の充実を図ります。また、急激に進展する情報化社会といった多様な社会に適応できる環境を整えていきます。

基本方針Ⅱ 子ども若者の未来を切り拓く力を育むための支援

将来を担う子ども若者が自分らしく生きていくために、自ら進んでいく目標を設定し、責任を持って行動出来るよう支援するとともに、豊かな人間性と社会性を育むための活動を推進します。また、社会的・経済的な自立に向けて、関係機関と連携し、シチズンシップ教育やキャリア教育などに取り組み、自発的に社会に参画する機会づくりを支援していきます。

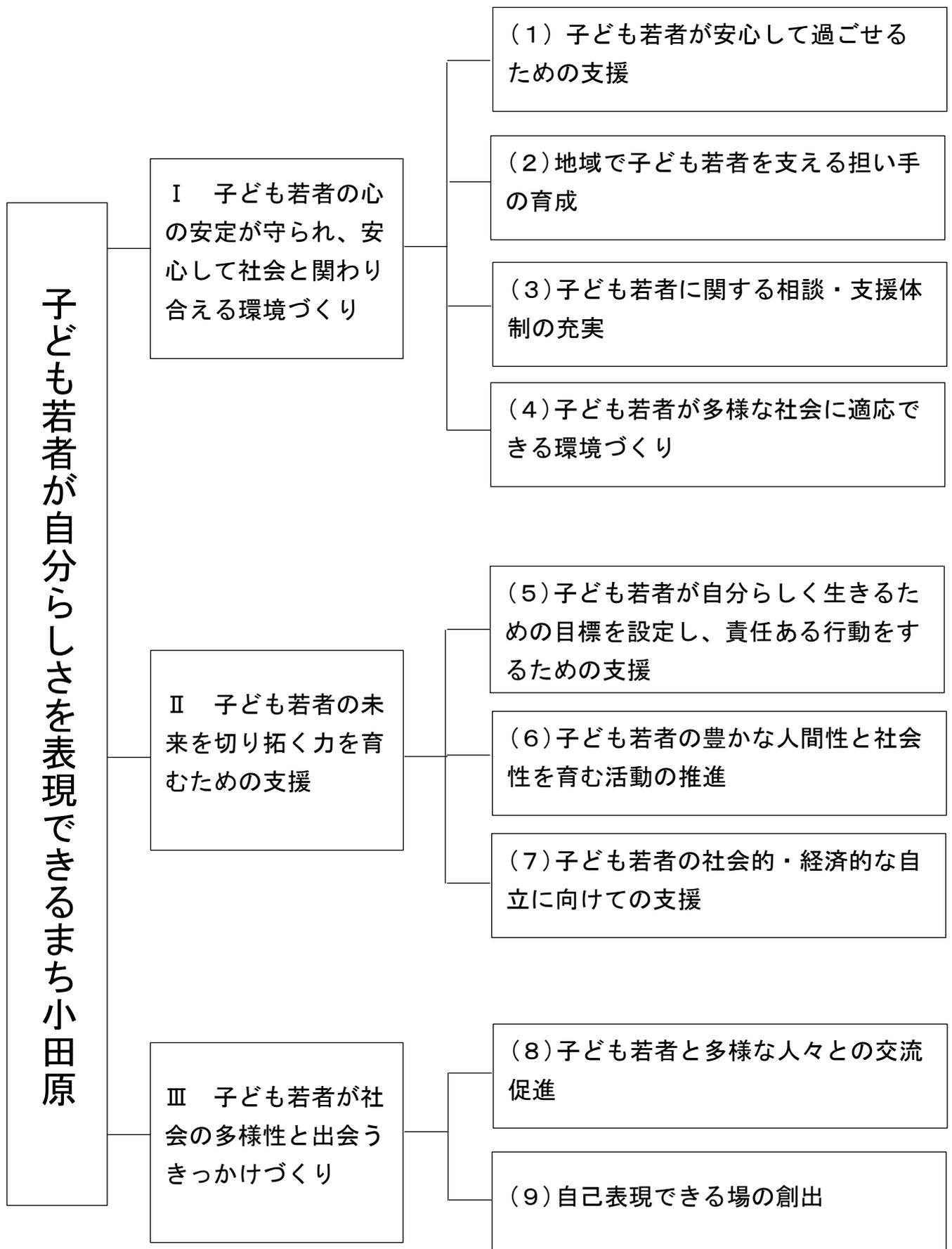
基本方針Ⅲ 子ども若者が社会の多様性と出会うきっかけづくり

子ども若者が様々な体験活動や、多様な人々との交流を通じて、新しい発見や価値観を広げ、多様な個性があることを理解することで、自分らしく生きていけるよう支援していきます。また、子ども若者が自己表現できる機会の創出に取り組んでいきます。

【目標とする社会】

【基本方針】

【実施方針】



第4章 実施方針

本方針では、3つの基本方針を実現するため、9つの実施方針について示し、推進にあたっては、各々の方針が重なる施策も想定しながら、総合的かつ柔軟に取り組めます。

基本方針Ⅰ 子ども若者の心の安定が守られ、安心して社会と関わり合える環境づくり

実施方針(1) 子ども若者が安心して過ごせるための支援

子どもや若者が学校や家庭だけではなく、普段から生活の場として気軽に立ち寄ることができる多様な居場所を確保することにより、居づらさを感じることをなく、地域におけるネットワークの強化を図ります。また、地域やNPO等と連携し、子ども若者が気軽に足を運び、安心・安全に楽しく過ごせる居場所の仕組みづくりに取り組むとともに、子ども若者を取り巻く社会環境をより良くしていくための活動を支援します。

実施方針(2) 地域で子ども若者を支える担い手の育成

青少年指導者として必要なスキル等を身に付けるための研修や、新たな担い手の育成を目的とした講座を実施するなど、子ども若者を支援する人材の育成を図り、活躍できる仕組みを整えていきます。地域でパトロール、美化・清掃活動等を行うなど、関連する活動に携わる担い手のそれぞれの取組を共有することで互いの活動が充実するよう支援を行います。

実施方針(3) 子ども若者に関する相談・支援体制の充実

支援を必要とする子ども若者や家族に対して、教育と福祉が連携したライフステージ^{※1}に応じた切れ目のない相談を実施することで、子どもや若者が安心して生活を送り、自分を大切に、自分らしく成長することを目指します。また、すべての子ども若者が、学校やそれぞれの居場所で楽しく充実した生活を送ることができるよう、子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による支援を行います。そして、就職のためのセミナーの実施等、若者の就労についてサポートしていきます。

※1 ライフステージ：人生の変化を節目で区切ったそれぞれの段階のこと。ここでは、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、青年期、ポスト青年期の30代までのことを指す。

実施方針(4) 子ども若者が多様な社会に適応できる環境づくり

急激に進展する情報化社会の中で、インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等に伴い、青少年の有害情報へのアクセスやネットいじめ等の弊害が生じています。今後も変化していく社会の中でも適切に対応できるよう、正しい情報の取り扱いやそれに伴う責任等、情報モラル教育等の充実に努めます。

基本方針Ⅱ 子ども若者の未来を切り拓く力を育むための支援

実施方針(5) 子ども若者が自分らしく生きるために目標を設定し、責任ある行動をしていくための支援

子ども若者が自分を大切に、自分らしく生きていくための目標を設定し、責任ある行動をしていくためには、周囲の仲間や大人たちとのつながりの中での学びが不可欠です。また、基本的な生活習慣を身に付けるためには、家庭教育への支援をはじめ、食育やきめ細かな指導による基礎学力の習得、体力の向上等が重要であることから、その機会を提供します。そうした取組を通じて、周囲の仲間や大人たちとのつながりを実感し、信頼し合える関係を築く中で、自分らしさを大切にし、自ら進んでいく目標を定められるよう支援します。

実施方針(6) 子ども若者の豊かな人間性と社会性を育む活動の推進

変化が目まぐるしく、価値観が多様化した現代社会をしっかりと生き抜いていくためには、自立心、自己肯定感、自己有用感、創造性、協調性などが求められます。これらを育む土壌となり、様々な課題解決を自主的に担う力を身に付けられるよう、学校や世代を超えた交流による体験的な活動を積極的に実施していきます。また、文化・芸術、スポーツを通じた取組に加え、「おだわらっこの約束」の実践や郷土の偉大な先人である二宮尊徳の教えの学習など、小田原らしさも取り入れながら、心の豊かさや他人を思いやる気持ちなど豊かな人間性と社会性を育めるよう多様な活動を推進します。

実施方針(7) 子ども若者の社会的・経済的な自立に向けての支援

社会の一員として主体的に課題に取り組む姿勢を身につける、^{※2}シチズンシップ教育を推進するとともに、キャリア教育等の充実、就労をサポートする等、関係機関と連携しながら夢や目標への挑戦を応援します。子ども若者、大人が社会を構成する仲間として、共に生き、支え合うパートナーとなるために、子ども若者が自発的に社会に参画する機会づくりを支援していきます。また、関係機関と連携し、就職説明会を開催する等、若者の就労機会の拡充を支援していきます。

※2 シチズンシップ教育：積極的に社会参画するための能力と態度を育成する実践的な教育。法に関する教育、政治参加に関する教育、経済に関する教育とそれらに関わるモラル・マナーに関する教育について、県立高等学校及び県立中等教育学校において実施。

基本方針Ⅲ 子ども若者が社会の多様性と出会うきっかけづくり

実施方針(8) 子ども若者と多様な人々との交流促進

学校や世代等を超えた交流の場において、新たな場や交流拠点の創出につながる体験活動や、地域活動、文化・スポーツ活動等について支援します。また、それら活動のアイデアを収集・共有することで、積極的な企画や参加を促し、様々な人々とのコミュニケーションの中で、多様な個性があることへの理解を深め、一人ひとりが自分らしく生きていけるよう支援していきます。

実施方針(9) 自己表現できる場の創出

多様性への理解を深めていくことで、自分らしさを大切に育んできた子ども若者が、持っている能力を発揮できる環境を整え、様々な自己表現ができるよう企業やNPO等に働きかけ、官民協働して、新たな可能性や価値の創造に向けた場の開拓とそのための支援に取り組みます。